

## (6) 収入計算の流れ

### ① 収入計算の順序（全体の流れ）

収入の計算は次の順序にしたがって計算していきますと⑥で世帯の月収額が算出されます。

計算にあたっては、まず、収入が1～7のどれにあてはまるかを確認の上→に沿って具体的に数字をあてはめながら計算してみてください。

### 手順

①収入が1～7のどれにあてはまるかを確認します→②必要な収入証明をそろえます→③年収又は推定年収を出します

#### ア 年金の方

- |   |                               |      |
|---|-------------------------------|------|
| 1 遺族年金、障害年金等法律により非課税とされているもの              | → 非課税のため収入計算の対象となりません         | → 0円 |
| 2 国民年金、厚生年金、公務員共済年金等の公的年金<br>(16ページの例を参照) | → 令和5年分の源泉徴収票の支払金額又は改定通知書の年金額 | → 円  |

#### イ 給与の方

- |   |   |     |
|---|---|-----|
| 3 現在の勤務先に令和5年1月1日以前に就職し、引き続き勤務しているとき<br>(17ページの例を参照)            | → 令和5年分の源泉徴収票の支払金額  | → 円 |
| 4 現在の勤務先に令和5年1月2日以降に就職したとき                                      | → 勤務先の受付日前月までの1年間の給与、賞与等（税込み）の証明<br>就職して1年未満の方は雇用条件に基づく1年分の支給見込額を含めた額 | → 円 |
| 5 現在の勤務先に就職してからまだ1カ月の給料を支給されていないとき、又は就職したばかりのとき<br>(17ページの例を参照) | → 勤務先の雇用条件に基づく1年間の支給見込額（給与、賞与等（税込み））の証明                               | → 円 |

#### ウ 事業所得の方

- |   |   |                           |
|---|---|---------------------------|
| 6 令和5年1月1日以前から現在まで継続して同じ事業をしているとき<br>(18ページの例を参照) | → 令和5年分の確定申告書(控)から所得金額を算出                           | → 円                       |
| 7 令和5年1月2日以降に事業を始めたとき                             | → 事業を開始して1年以上の方は、受付日前月までの1年間の、1年未満の方は受付日前月までの売上、経費等 | → 対象期間の売上、経費等の資料が必要となります。 |

④ 3～5は端数整理します→⑤ 2～5は年収から次の式により所得額を計算します

### 年金所得者の場合

(各年齢については、入居可能日を基準日とする。)

年齢	年間総収入金額	所得の計算式
65歳以上の方	1,100,000円以下	0円とします
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	年金の総額 [ ]円 - 1,100,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年金の総額 [ ]円 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金の総額 [ ]円 × 0.85 - 685,000円
65歳未満の方	600,000円以下	0円とします
	600,001円以上 1,300,000円未満	年金の総額 [ ]円 - 600,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年金の総額 [ ]円 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金の総額 [ ]円 × 0.85 - 685,000円

年間総収入金額を次のとおり端数整理してください。

ア 1,628,000円未満は  
端数整理しません

[ ] 円

イ 1,628,000円以上  
6,600,000円未満

左で出した年収 ÷ 4,000 = [ ] → 小数点以下切捨

[ ] × 4,000 = [ ] 円

例

2,979,369 ÷ 4,000 = 744.8422

744 × 4,000 = 2,976,000円

ウ 6,600,000円以上は端数整理  
しません

[ ] 円

### 給与所得者の場合

年間総収入金額	所得の計算式
551,000円未満	0円とします
551,000円以上 1,619,000円未満	総収入金額 [ ]円 - 550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円とします
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円とします
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円とします
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円とします
1,628,000円以上 1,800,000円未満	総収入金額 [ ]円 × 0.6 + 100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	総収入金額 [ ]円 × 0.7 - 80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	総収入金額 [ ]円 × 0.8 - 440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	総収入金額 [ ]円 × 0.9 - 1,100,000円

⑥ 所得金額から控除額を引いて12(カ月)で割り、世帯の月収額を算出します。  
この額により申し込みできるかどうかが決まります。

<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間総所得金額</th> <th colspan="2">個別の特別控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得者又は年金所得者は⑤により算出した金額から10万円控除(給与年金控除)した金額</td> <td>寡ひとり親</td> <td>27万円 35万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し(マイナスのときは0とする)、出た金額を合算した金額</td> </tr> </tbody> </table>	年間総所得金額	個別の特別控除		給与所得者又は年金所得者は⑤により算出した金額から10万円控除(給与年金控除)した金額	寡ひとり親	27万円 35万円	収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し(マイナスのときは0とする)、出た金額を合算した金額			-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般控除</th> <th>その他の特別控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円 × 同居者数又は扶養親族数</td> <td>障害者 特別障害者 特定扶養親族 老人扶養親族 老人同一生計配偶者</td> </tr> </tbody> </table>	一般控除	その他の特別控除	38万円 × 同居者数又は扶養親族数	障害者 特別障害者 特定扶養親族 老人扶養親族 老人同一生計配偶者	+	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の月収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[ ] 円</td> </tr> <tr> <td>158,000円を超える→申し込みできません</td> </tr> <tr> <td>158,000円以下 →申し込みできます</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の月収額	[ ] 円	158,000円を超える→申し込みできません	158,000円以下 →申し込みできます
年間総所得金額	個別の特別控除																				
給与所得者又は年金所得者は⑤により算出した金額から10万円控除(給与年金控除)した金額	寡ひとり親	27万円 35万円																			
収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し(マイナスのときは0とする)、出た金額を合算した金額																					
一般控除	その他の特別控除																				
38万円 × 同居者数又は扶養親族数	障害者 特別障害者 特定扶養親族 老人扶養親族 老人同一生計配偶者																				
世帯の月収額																					
[ ] 円																					
158,000円を超える→申し込みできません																					
158,000円以下 →申し込みできます																					
÷12=																					

※詳しくは、13ページ表3各種控除一覧表をご覧ください。

- 15 - (ただし、裁量階層の世帯は214,000円以下までは申し込むことができます。詳しくは8ページをご覧ください。)